

社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

仕事にも多大な影響を与える花粉症

◆約半数の人が花粉症

現在、非常に猛威を奮っている花粉症ですが、日本経済新聞が調査会社(マイボイスコム)を通じて行った「花粉症」に関する調査(20~60歳代の男女1,000人が対象)の結果によれば、花粉症に「かかったことがある」人は47%、「かかったことがない」人は53%とのことです。

花粉症にかかっている人のうち、約半数の人は「10年以上前から」花粉症の症状があるとのことです。

◆花粉症への対策は？

花粉症について「治療・予防の対策をしているか」という質問では、「している」と回答した人が76%、「していない」と回答した人が24%でした。対策費用としては「1,000円以上5,000円未満」の人が最多(51%)でした。

花粉症の人がこれまでに行ったことのある治療・予防の対策(複数回答)については、上位から多い順に「マスクをする」(74%)、「市販の薬を使う」(57%)、「うがいをする」(54%)、「通院する」(51%)との結果でした。

ただ、30歳代男性で「何も対策をしていない」と回答した人は30%以上もいました。

◆花粉症で何が困るか？

「花粉症にかかって何が困るか」という質問(複数回答)に対しては、以下の回答結果となりました。

- (1) 仕事に身が入らない (61%)
- (2) イライラする (43%)
- (3) 気分がふさぐ (41%)
- (4) 疲れやすくなる (33%)



(5) 睡眠不足になる (28%)

◆企業の生産活動にも大きな影響

上記の結果から見ると、もはや「たかが花粉症」とは言えず、花粉症患者の仕事のパフォーマンスが落ちることは、企業にとっても大きな損失と言えるでしょう。

年金保険料「免除・猶予制度」の活用

◆保険料の納付率は過去最低に

2009年度における国民年金保険料の納付率が59.8%と、過去最低となりました。

保険料を納めないと、将来受け取れる年金が減ったりまったく受け取れなくなったりすることから、こうした事態を避けるための制度を知ることが必要です。

◆滞納者は増加傾向に

国民年金は、すべての国民が加入することが義務付けられた年金制度であるにもかかわらず、滞納者は増加傾向にあります。これは年金制度への「不信感」や「不安感」が増したことに加え、正社員と比べ所得の低いパートタイム

労働者が増えたことも一因とされています。

また、大学生の就職内定率が改善されなければ、パート社員やアルバイトとして働く若者が増え、未納者はますます増える可能性があります。

◆将来確実に受け取るために

「所得が少なくなった」という理由で国民年金保険料を納められなくなった人には、免除や猶予の制度が設けられています。

年齢に関係なく所得の低い人が利用でき、免除額が所得基準に応じて変わる「免除制度」、そして、20歳以上の学生が利用できる「学生納付特例制度」、2005年4月に10年間の時限措置として導入され30歳未満の若者を対象とした「若年者納付猶予制度」です。

これらの制度には、所得基準などが設けられているため、利用するには自分が対象となり得るかの確認が必要です。

◆書類1枚で大きな差が

免除や猶予の制度を利用する利点は2つあります。

1つは障害年金や遺族年金の受給資格期間に算入されるという点です。例えば、全額免除を受けていれば、ケガや病気で障害者になったり、死亡したりした場合でも、障害年金を本人が受け取れたり、残された配偶者や子供が遺族年金を受け取れたりします。

もう1つは、老齢年金の受給資格期間に算入されるという点です。老齢年金は国民年金に原則25年間加入していないと受給できません。未納状態が長く続いて受給資格期間が不足している人は将来年金を受け取れなくなりますので、免除や猶予の制度を利用して、保険料未納期間をなくすことが必要です。

4月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出<4月1日現在> [市区町村]

30日

- 公益法人等の道府県民税・市町村民税均等割申告・納付 [都道府県・市区町村]
- 固定資産税<都市計画税>の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

この事務所便りを作成しているのは3月15日ですが、11日の金曜日には東日本大震災が発生しました。

私の身近にも被災された方がおりますが、自然災害の恐ろしさを実感すると共に、「人生一寸先は闇」であると感じざるをえませんでした。

これからは被災者以外にも、計画停電をはじめとして、様々な困難が待ち受けていると思いますが、相互扶助の必要性を強く認識して、日々の生活を送っていかうと考えております。